

渋谷区告示第二百七十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十八条第四項により、次のマンション建替組合の解散を認可した。

平成二十五年十二月二十四日

渋谷区長 桑原敏武

一 解散するマンション建替組合の名称

美竹ビルマンション建替組合

二 事務所の所在地

東京都港区南青山一丁目十五番五号

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区渋谷一丁目十五番六

四 理由

右マンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため

五 認可日

平成二十五年十二月二十四日